

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第三部 労働政策

第二編 治安対策

第二章 警察の中央集権化

警察法の改正

昨年における警察法の改正は、警察の地方分権化、警察に対する政府の支配排除(公安委員会制)等を中心とする警察法の特色を大きく変更する役割を果たしたが、本年に入っても、警察を中央集権化して政府の支配を強化しようとする努力がつつけられた。

政府は、メーデー事件等を理由にして警察法の改正にのりだし、五月七日の閣議でその要綱を決定、また自由党ではすでにメーデー事件の翌五月二日、緊急臨時総務会で警察法改正案の国会提出を決定していた。

かくして、首都警察を国家地方警察にうつすかどうか等について検討がすすめられたが、結局、次の四点を中心とする改正案を第一三国会に提出した。

- (1)国家地方警察本部長官は内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いてこれを任免する。
- (2)特別区警察の長即ち警視總監は、内閣総理大臣が特別区公安委員会の意見を聞いて任免する。
- (3)内閣総理大臣は特に必要があると認めるときは、国家公安委員会の意見を聞き、都道府県公安委員会又は自治体警察公委員会に対して公安維持上必要な事項を指示することができる。
- (4)特別区警察に要する経費の一部は国庫で負担する。

衆議院では右の(1)と(2)については、任命権者を現行法どおり、それぞれ国家公安委員会および特別区公安委員会とし、その場合いずれも内閣総理大臣の意見をきかなければならない、とすることに修正、参議院もこれに同意して修正案どおり可決した。かくして警察法は八月七日法律第三〇〇号をもって改正された。

なお、右の(3)にいう「公安維持上必要な事項」および(4)については、七月三十一日の参議院本会議で、木村国務大臣から次のような説明があった。

改正法案第六十一条の二の、「公安維持上必要な事項」と申しますのは、主として警備運営等に関する事項を言うのでありまして、犯罪の捜査は含まれていないのであります。ただ治安上特に重要な場合には、捜査に関しまして、捜査態勢を整えさせるため、例えば警察の応援関係について指示をするようなこともあり得るのであります。併し捜査そのものについて指示する意図はないのであります。捜査につきましては、警察と検察との関係は、刑事訴訟法によることになっておるのでありまして、警察法は一般法で、刑訴の特別法ではないのであ

りますから、刑事訴訟法に違反するような指示はでき得ないものであると考えております。

第二に、総理大臣の指示に基きまして、特別区の費用について一部国庫の予算の許す限りにおいて負担をすることに規定はなっておりますのでありますが、この特別の指示によりまして普通の自治警察についても特に費用が要った場合におきましては、それについては、将来国庫において予算の許す限りこれを補填いたしたいと、こう考えておる次第であります。

また右の「指示権」につき、それは人事権にはおよばないむね、七月二八日の参議院地方行政委員で齋藤国警長官から次のように説明があった。

首相の指示権は自治警の運営管理のみを対象とするもので、人事権には及ばない、運営管理の中でも捜査については警備上の事項だけに限定し、捜査内容に対しては指示を与えない建前である。

さらに政府は、同法施行後八月一五日には、その点につき次のような事務処理規定を施行した。

内閣総理大臣はつぎに掲げる場合につき、必要があると認めたときは国家公安委員会の意見をきき、都道府県公安委員会、市町村公安委員会に対し当該事件を適切に処理させるため所要の報告または措置を命ずるものとする。

- 一、大規模な災害が発生し、このため当該地方の民心に不安のある場合。
- 一、地方の静穏を害するおそれのある騒乱が生じ、または生ずべき危険のある場合。
- 一、国家的重大事件、または国内全般に関係もしくは影響のある治安上重大な事件にかかわる場合。

なお、警察法改正案に対する反対討論のうち、七月三十一日参議院本会議で労農党堀真琴議員がおこなったものは次のとおりである。

私は労農党を代表いたしまして、ただいま議題となっておりますところの警察法の一部を改正する法律案に対し交して反対をいたすものであります。我々は警察の制度運営についてここで十分考えてみなければならぬと思ひます。先ず第一に、警察は、人民の警察、民主的な警察でなければなりません。「そんなことわかっているよ」と叫ぶ者あり)若しも警察が人民の敵であり、反民主的な警察であるとしたならば、どうなるでありましょう。もともと警察が人民の警察でなければならぬということは二つの点から論証できると思ひます。一つはその沿革であります。私は何もここでイギリスの警察制度がどういう形で発達したか、或いは又大陸の警察制度がどのような沿革を持っているかということをごたくだしく述べる必要はないと思ひます。「聞かしてやってくれ」と叫ぶ者あり)イギリスや大陸におきまして、警察制度はそもそも人民の生活を保護するために、いわば自助的な組織として出て参つたものでありまして、決して本来的な中央集権的な権力の下に発生したものではないということ、(「その通り」と叫ぶ者あり)私は先ず第一に指摘しなければならぬのであります。又その機能から申しまして、警察には勿論犯罪を予防する或いは犯罪者の捜査を行うとかいったような司法的な警察の機能があるのであります併しそれにも増して重要なことは、社会の生活を保護する、人々を保護するという機能が最も大事なものでありまして、警察が、いやしくも人々の生命に対して危険を与えたり或いは財産に対して侵害するがごとき者に対して、これを保護するということは、警察の本来の任務でありまして、若し警察がそのように保護的な機能を果し得ないとするならば「それは警察の名に値しないものと申さなければならぬのであります。(「その通り」「幼稚な議論だ」と叫ぶ者あり)日本の警察は終戦後一応民主的なものとして発足いたしましたのであります併し、残念ながらその機能に、おいて、保護的な、或いは助成的な、民主的な機能をともしれば忘れがちであり、「そうだ」と叫ぶ者あり)むしろ司法的な、司法警察的な機能だけが前面に押し出されているかのごとき感を与えることは、甚だ残念だと申さなければなりません。「その通り」と叫ぶ者あり)この点から、私は先ず警察の法規は、人民の警察ということを目的にして規定されなければならず、よしんばその規定があつたところで、それが侵害されているならば、これを本来の警察機能に還さなければならぬということ、先ず第一

に指摘しなければならんと思うのであります。

次に第二に、私は、警察は民主的な組織、民主的な運営を持たなければならんということを目指したいと思うのであります。警察の権力はできるだけこれを地方的に或いは地方分権的に編成されることが望ましいのであります。というのは、若しこれが中央集権的に編成され、そして事実上の力としてそれが発動する場合には、いわゆる警察国家を出現するのであります。歴史上十九世紀までの警察国家は専制君主の下に強力な事実的な力としての物理的な力を持ったところの組織としてこれが編成されました。いわゆる警察の中央集権化が行われ、同時に秘密警察が利用されて、あらゆる人民の活動、経済的な活動にしろ、或いは又政治的な活動にしろ、或いはその他の社会的な活動にしろすべてこれが弾圧を受けたのであります。このことが十九世紀までの国家体制が警察国家として非難された主要なる理由であると申さなければなりません。従って、このような体制を改めまして、警察の組織を民主化するというためには、できるだけ警察の中央集権化を排除しなければなりませんのであります。今回の修正法案を見ますというと、警察の権力を中央集権化しよう、総理大臣の行政権の下にこれを統轄しようという意図が見られるのでありまして、このことは、取りも直さず、警察の権力集中、中央集権化の傾向として、我々は排除しなければならんと思うのであります。それと同時に、警察は、事実的な力を持っております物理的な強力組織であります。その手には武器を持っているのであります。曾つては警察の官吏、警察官はいわゆるサーベルを吊っておったのであります。当時の全体主義的な日本の君主制の下においても、警察官のサーベルを抜くことにつきましては強い規制が設けられておりました。勝手にこれを使用することは禁止せられておったのであります。今日警察官はサーベルを吊ってはおられません。棍棒とピストルを持ってあります。ところが、その棍棒にしろ、ピストルにしろ、今日ではしばしば不当にこれが使用されるということを見ているのであります。例えば、この間も政府当局の言明によりますというと、ピストルは、若しそれが必要な場合においては、幾ら射っても構わんのだというようなことが公然と述べられて、それが必要な場合にはという条件を付けておるのであります。その必要な場合の判断はすべて個々の警察官にその判定が任されているということでありまして、「(「そうだ」と叫ぶ者あり)かくては武器を携行するところの警察官の人民に対するところのこの事実的な力というものがどんな結果をもたらすかは、全く私ども想像に余りあるものと申さなければならんのであります。

このようにいたしまするといふと、民主的な警察が編成され、そして、それが組織の上からも又その運営の上からも、飽くまでも民主的でなければならんと思いますが、そのためには、例えば現在設けられておられますところの公安委員会のごときものを強化して、そして、時の政治勢力、殊に政府的な組織から独立のものとして、警察そのものの運営を最も民主的ならしめることが今後の警察の任務だと申さなければならんのであります。今回の修正案は、残念ながらそれに逆行するものであり、延いては将来日本に警察国家を再現する危険をすらその中に含むものだと申さなければならんのであります。その意味におきまして、我々はこの法案に反対を表明するものであります。(拍手)

国家地方警察の強化

右のような警察の中央集権化とならんで、本年後半には国家地方警察そのものも人的、物的に強化された。そのおもなものは次のとおりである。

(一)機動部隊の設置とその強化

メーデー事件以来、国警では国民の運動に対処する必要があるとして、訓練された機動部隊の設置を計画して直ちに実行したが、同部隊は、部隊訓練、自動車訓練、超短波無電機の操作、ピストル射撃訓練、救急法訓練等をおこない、一般警官の中核となった。一二月末現在二九府県におかれている。はじめ全国約一〇六〇名で発足したと伝えられるが、その後の実数は明かでない。

国警では、大衆運動との衝突で警官の負傷者が二〇〇〇名をこえているのは「部隊活動の訓練不足」によるものとし、この機動部隊の拡充を緊急の任務としている模様であり、昭和二八年度の計画として次のようなものが伝えられている。(一二月二八日、朝日新聞)

(1)人員の増加、二四〇〇人、人件費予算約七億円。

(2)編成は一個大隊二二〇人、一個中隊一〇八人、大隊を東京・大阪・兵庫・愛知・神奈川・京都・福岡・広島都府県に増派中隊は静岡・福島・山口など一三県に配置し、とくに北海道には五個中隊をおくる。

(3)中隊の装備は輸送車五台、指揮官車一台、無線車一台、ガス銃一〇一四丁、防毒面(全員)、催涙弾(一個分隊分)、火炎ビンよけのタテ(一個分隊分)とする。

(二)幹部の養成

国警では九月一日から「国警基本規定」を改正、警察前歴者の採用、他官庁(主として旧内務省系統)からの受け入れ等により、幹部を強化することになった。その要点は次のとおりである。

- (1)警察三級職(警部補)の警察官採用試験に合格した者は警部補階級で採用できる。警察三級職は六級職の一般国家公務員に相当し、受験資格は六級職の国家公務員採用試験の場合を準用する。
- (2)自治警の警察吏員として勤務中の者は、選考により国警の相当階級に採用できる。但し隊長がこれを警視の階級で採用する場合は管区本部長の承認を受ける
- (3)以前に警察官または警察吏員として勤務したことのある者は選考により国警の相当階級に任命できる、但し隊長がこれを警視の階級に任命する時は、長官の承認を得る
- (4)現在、国警部内で警察官以外の職にある者はその経歴に相当した階級で国警警察官に任命できる
- (5)国警以外の各省庁または地方公共団体の職員は選考によってその経歴に相当した階級で国警警察官に任命できる

また、十一月には「警察三級職」の試験をおこなうことになったが、これは人事院の了解もえて、大学旧高専卒業者を三級職(警部補)として採用、将来の幹部に養成しようとするものである。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始